

平成26年度社会福祉振興助成事業の選定方針（2次募集）

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いながら、人と地域の結びつきをより強くし、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の支え合いの中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成26年度社会福祉振興助成事業の重点方針としている。

助成対象事業の選定に当たっては、この重点方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。

I NPO等の福祉活動事業

1 審査の方法

書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。

2 審査項目

（1）事業実施体制

① 実施者適性

- ・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。

② 連携・協働

- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

（2）事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

- ・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。
- ・具体性があり実現可能性があるか。

② 直接的効果

- ・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。

③ 社会的波及効果

- ・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

（3）費用対効果

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

（4）継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

3 採点基準

- (1) 平成26年度社会福祉振興助成事業（2次募集）募集要領（以下「募集要領」という。）に記載した事項を満たさない要望事業については、0点として採点する。
- (2) 募集要領に記載した事項を満たす要望事業については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）が、各審査項目について、次の基準により採点する。

- ・高く評価できる水準であるもの (4点)
- ・評価できる水準であるもの (3点)
- ・やや不十分な水準であるもの (2点)
- ・不十分な水準であるもの (1点)

なお、次の点に留意して採点すること。

- ・平成24年度に機構の助成対象事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の助成対象事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。

(3) 審査項目のウェイト

機構の重点方針を踏まえ、次のとおりウェイト付けする。

審査項目	ウェイト
1 事業実施体制 1) 実施者適性 2) 連携・協働	1 1
2 事業の目的、内容等の妥当性 1) 事業の目的及び内容 2) 直接的効果 3) 社会的波及効果	2 2 2
3 費用対効果	1
4 継続性・将来発展性	1

(4) 助成の固定化回避等への対応

助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。

- ① 過去5年間（平成21年度～平成25年度）で、2回以上助成を受けた法人又は団体

ただし、平成25年度において福祉活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度地域連携活動支援事業へ応募した事業、または、平成25年度において福祉活動支援事業もしくは地域連携活動支援事業により助成を受けていた団体が、今年度全国的・広域的ネットワーク活動支援事業へ応募した事業にあっては、この取扱いを行わない。

- ② 国・地方公共団体・独立行政法人等の役職員である者又は役職員であった者であって離職後2年を経過していない者が当該助成団体の管理職以上に就いている場合。

4 審査コメント

各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

II 助成対象事業の選定

I の結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。

III その他

1 助成金の配分

選定された事業は、機構において、重点方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。

2 委員の遵守事項

- (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。
また、応募団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。
なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。
- (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。